

令和4年度社会福祉法人行橋市社会福祉協議会事業報告

総論

急速な少子高齢化や核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化、社会的孤立や複合的な生活課題を抱えた世帯・個人が増えている。

本会では、活動方針として前年度に引き続き『地域共生社会の実現に向けたふくしのまちづくり』を目指し、事業を展開することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染予防対策を講じながらの事業実施を余儀なくされ、併せて事業規模の縮小や中止により、当初の目標に達成できなかった事業が少なくなかった。

令和5年度から実施される「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を行橋市とともに一体的に策定するにあたり、みんなで支えあう行橋市福祉のまちづくり推進委員会及び推進実務者委員会が計7回実施され、①「みんなの顔がみえる支えあいの地域づくり」②「いつでも相談しやすい相談支援のしくみづくり」③「さまざまな機関が連携して支援できるしくみづくり」の3つの基本目標と目標達成に向けた重点事業が掲げられた。

このような状況の中、当法人では、社会福祉協議会に課せられた使命である、『地域のつながりの再構築』と『あらゆる生活課題への対応』にむけてボランティアの人材育成や市民活動支援といった住民主体の地域福祉活動を推し進める取組のほか、各種福祉サービスや受託事業を数多く担い、長年培ってきた関係機関とのネットワークや、寄付（共同募金・賛助会費・香典返し）受領などを原資とした食料支援等による継続的な生活支援を行った。

又、包括的な支援体制の整備や重層的支援体制の整備にむけて、管理職員にて検討を重ね、①組織機構改革の実施 ②職員人事異動の実施 ③正職員の採用を行うこととした。

尚、本会職員においては、様々なセクションでの経験を積み、セクションが独立したのではなく、社協という組織内での『連動制』があるものとして職員が認識し、将来に向けてのスキルアップを望むこととする。

今後においても、社会福祉法第22条による『社会福祉法人』と、同法第109条による『社会福祉協議会』の性格を併せ持つ当法人は、その両視点から、地域福祉の推進に主体的にかかわるとともに、様々な変化に対応し、地域福祉のニーズに基づく事業を継続的に行うものとする。

次に、当初の事業方針に基づく『重点事業』の結果について報告する。

重点事業

1. 地域福祉事業の推進

- ① 小地域福祉活動の支援を通じて、地域の関係・専門機関と連携をはかり、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」の展開を進めた。コロナ禍での小地域福祉活動の現状及び、必要な支援を把握するため、アンケート調査を実施した。また、『行橋市社会福祉法人連絡会』の市内16法人により、地域における公益的な取り組みとして、買い物支援を目的とした「ドライブサロン」事業を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルスの影響を考慮し、活動を見合わせた。
- ② 地域福祉活動を基盤とした地域防災力の向上を目的とした「地域防災支え合い講座」を市内数か所のいきいきサロン活動を実施している地域にて開催した。
- ③ 権利擁護支援の充実に向けた取り組みの一環として、今年度新たに「法人後見事業」を設立し、2件の後見業務を受任した。専門機関との連携協働体制の強化のため、行橋京都成年後見センター及び、近隣社協との定期的な連絡会に参加した。
- ④ 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大を原因とした生活困窮に陥った世帯への支援として、生活福祉資金特例貸付の受付を行うとともに「生活困窮者自立支援制度」に基づき、「生活困窮者自立相談支援事業所ゆくはし生活相談センター」と連携して、世帯単位での自立に向けた重層的な支援を行った。

2. 職員ワークショップの実施

社会福祉協議会が地域において求められる役割や、実施する事業の意義目的への理解を深め、広く市民へ周知啓発することを目的に広報委員会を設置し、定期的に協議を行った。又、新たな事業実施（重層的支援体制整備事業）に向けて職員間の意見交換を実施した。

3. 経営健全化の推進

経営健全化計画に基づいた予算執行を行い、各事業の目標管理に基づき収益増加を図った。又、業務改善と各事業の統廃合を推進し、配食サービス事業等の見直しを行いサービスの向上に努めた。

4. 行橋市地域福祉計画の推進

同計画の体系で、『地域づくり』『ひとづくり』『しくみづくり』の3本の基本目標が掲げられ、当社協は他の関係機関と連携しながら、主に、地域の支えあい活動を中心とした『地域づくり』と、ボランティアなどの『ひとづくり』を担っている。また、令和5年度より第4期へと切り替わるため、計画の体系の見直し、地域の現状把握に向けて定期的に行行政と協議を行った。

地域総務課

1. 総務係

- (1) 理事会、監事会、評議員会等の開催
- (2) 財務管理（予算、決算、経理等の適正処理並びに経費削減等に努めた）
- (3) 人事管理（新規職員採用、各種研修会への参加）
- (4) センター管理運営事業（市指定管理）
 - ・福祉センターの機能を生かし、施設提供等により福祉サービスの向上に努めた
 - ・施設・研修室・多目的グラウンド等
- (5) 慰霊祭事業
 - ・行橋京都地区戦没者合同慰霊祭（八景山護国神社）役員のみ開催
 - ・秋季戦没者慰霊祭（忠霊塔）※新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止
- (6) 収益事業
 - ・自動販売機
- (7) 職員労働安全衛生委員会（12回開催）
- (8) 賛助会員入会促進
- (9) 行橋市社会福祉大会 ※新型コロナウイルス感染拡大予防のため中止
- (10) 広報啓発として、社協だより「ゆうあい」を年6回発行及びホームページによる情報開示、今年度より広報推進委員を各係より1名配置し、本会全体の広報啓発活動に努める
- (11) 職員スキルアップ研修の実施
- (12) 配食サービス事業
 - 65才以上の高齢者や心身の障がい、傷病等の理由により調理が困難な方に、夕食を配達し、健康保持、安否確認を行った。
- (13) 行橋市ひとり親世帯への食の支援事業
 - ひとり親世帯で、その親が入院等の事情により、食の支援が必要と認められた子供達に弁当の配達を行う。（本年度は利用実績なし）

2. 地域福祉係

- (1) 第3期行橋市地域福祉計画（地域福祉活動計画）共同策定に参画
- (2) 小地域福祉活動推進事業
 - 例年、ふれあいいきいきサロン活動を基盤に「出会い・ふれあい・支えあい」活動を推進し、地域の閉じこもりや介護予防とともに、社会参加や生きがいづくりを促進していたが、新型コロナウイルスの影響によりサロンの開催を自粛している箇所が多くみられた。

- ・社会資源等を活用した出前講座を実施
- ・各種団体、集いの場、地域支えあい出前講座の実施
- ・新型コロナウイルスの影響による活動状況を把握するためアンケート調査の実施

(3) 福祉研修バスの運行

(4) 小学校区を対象としたあんしんのまちづくり事業

泉校区、仲津校区、行橋北校区、今川校区を中心とした安全・安心のまちづくり事業を住民の方々と協議し活動を推進する予定だったが、新型コロナウイルスの影響により活動を自粛した地域が多くみられた。

仲津校区では、会の新人役員にむけて新型コロナウイルスの影響による見守り活動の必要性等、まちづくり協議会の目的を周知するための説明会を開催した。

(5) ボランティアセンター運営事業

- ・ボランティア保険の加入支援
- ・ボランティア活動支援
- ・独居高齢者や障がい者へ電話による安否確認（コールサービス）を支援
- ・各種ボランティア講座の実施
- ・新型コロナウイルスの影響による活動状況を把握するためアンケート調査の実施
- ・「ゆくはしふくしまつり」※新型コロナウイルスの影響にて中止

(6) 生活支援体制整備事業

- ・買い物弱者にむけた、社会福祉法人連絡会と連携した「ドライブサロン事業」の実施 ※新型コロナウイルスの影響にて中止
- ・ボランティアセンターへ登録のある団体に対し、生活支援ボランティアの出前講座
- ・市介護保険課、高齢者相談支援センター、社協連絡会議の開催

※(1)～(5)事業の連携強化のため、「行橋市社会福祉協議会地域福祉活動ネットワーク推進協議会」にて地域福祉活動の推進を連携して行った。

(7) 生活福祉資金貸付事業

市生活支援課、市介護保険課、市障がい者支援室、生活困窮者自立相談支援事業所「ゆくはし生活相談センター」、高齢者相談支援センター、行橋市障がい者等基幹相談支援センター、相談支援事業所「共生の里」、民生委員との連携による低所得者、高齢者、障がい者世帯への資金の貸付に加え、新型コロナウイルス感染症による休業や、雇い止め等に伴う、資金需要に対応するため、特例措置の相談窓口を開設し世帯への自立支援を行った。

又、生活困窮者への支援を目的とした、緊急用食料給付事業と併用した支援を行った。

- (8) 京築地区福祉人材バンク事業（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）
- ・福祉入門教室の実施（豊前市、苅田町、築上町、吉富町、みやこ町）
 - ・就職希望者への登録及び就労斡旋
 - ・福祉人材センターとの連携（福祉のしごと就職フェア WEB）
 - ・京築管内施設との連携による求人開拓
 - ・福祉のしごと就職フェア in 京築の開催
- (9) 日常生活自立支援事業（あんしんサービス）
- 利用者の地域及び、施設内での自立した生活の援助のため、各種関係機関との連携を強化した。また、日常生活自立支援事業では対応が困難と思われる利用希望者については、必要に応じて行橋京都成年後見センターと協働し、適切な支援ができる体制を整備した。
- (10) 成年後見業務 法人後見事業
- 今年度より新たに成年後見業務として法人後見事業を開始し、職員の資質向上や、多職種とのネットワーク構築のため、行橋京都成年後見センターが行う情報交換会（勉強会）、福岡県社会福祉協議会が行うオンライン会議等へ積極的に参加した。
- 又、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行が出来るよう事業間の連携を図った。
- (11) 心配ごと相談事業
- 社会生活を営む上での困りごとや心配ごとに対し耳を傾け、より早い時期に相談へ応じ、専門職や関係機関（包括的支援）へと繋げることに努めた。
- (12) 共同募金会行橋市支会の取り組み赤い羽根共同募金推進
- ・戸別募金（区長会）
 - ・法人募金（民生委員・児童委員協議会）
 - ・学校募金（市内小学校）
 - ・街頭募金 ※新型コロナウイルス感染拡大予防の為職員のみで実施し各保育園においては募金箱による協力依頼を行った。
 - ・職域募金（職場窓口）
- (13) 高齢者福祉活動事業
- ・高齢者紙おむつ配布事業を実施（個人給付支援）
 - ・ふれあい・いきいきサロンの支援
 - ・ドライブサロンの支援 ※新型コロナウイルスの影響により中止
- (14) 障がい児者福祉活動事業
- ・障がい児者紙おむつ配布事業を実施（個人給付支援）
 - ・障がい者パソコン教室の実施
 - ・風船バレーボール ※新型コロナウイルスの影響にて中止
 - ・障がい者団体支援（身障協会・手をつなぐ育成会・ミューズ・わたる会）
- (15) 児童・青少年・母子父子関係事業

- ・福祉教育教材「ともに生きる」配布
- ・市子ども会育成連合会への活動助成金支援
- ・ものづくり（大工仕事）を通じた世代間交流

※新型コロナウイルスの影響にて中止

(16) 住民・全般福祉活動事業

- ・行橋市社会福祉大会開催 ※新型コロナウイルスの影響にて中止
- ・火災・水害等被災者見舞金事業（個人給付支援）
- ・DV等被害者自立支援（個人給付支援）
- ・緊急用食料給付事業（個人給付支援）
- ・福祉教育推進校の活動支援（市内小中学校）

(17) 障害者地域生活支援事業

- ・移動支援事業の実施

3. 障がい者等基幹相談支援センター

行橋市の障がい児者の相談支援の中核的な役割として、総合的・専門的な相談支援、相談支援体制の強化への取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み、権利擁護・虐待の防止に継続して努めた。一般相談として行橋校区・中京校区・長峽校区の相談業務に前年度に引き続き従事した。

また、地域の障がい福祉に関するシステム作りを行う場として、行橋市地域自立支援協議会 専門部会（相談支援専門部会・就労支援部会・子ども支援部会・3部会合同研修委員会）の事務局を運営。行政と委託相談支援事業所と3機関で連絡会を開催し今年度は医療的ケアが必要な方への支援策を検討する場づくりとして研修会を提案し、開催した。

- ・行橋市障がい者等基幹相談支援センター
- ・障害者相談支援事業（行橋校区・中京校区・長峽校区）
- ・行橋市地域自立支援協議会専門部会および3機関連絡会

事業課

4. 介護事業係

居宅介護

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
在宅の障がい者にヘルパーを派遣した。(家事援助、身体介護、通院介護)
- (2) 行橋市障害者地域生活支援事業
移動支援や、野外での移動等に困難な障がい者に外出の支援を行った。
- (3) 訪問介護
要介護者を対象に介護サービスを提供した。(家事援助、身体介護)
- (4) 第1号訪問事業
要介護認定で要支援1・要支援2に判定された方に、介護予防サービスを提供した。
- (5) 緊急時におけるホームヘルプサービス事業
介護保険非該当で在宅の虚弱高齢者に対して、緊急にヘルパー対応が必要と認められた者にホームヘルパーを派遣した。
- (6) 行橋市ひとり親世帯へのヘルパー派遣事業
ひとり親世帯でその親が入院等の事情で家事等が出来ないと判断された児童のみの世帯にホームヘルパーを派遣。(本年度は利用実績なし)
- (7) 行橋市養育支援訪問事業
出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安若しくは孤独感を抱える家庭又は虐待のおそれ若しくはそのリスクを抱える家庭にホームヘルパーを派遣した。
デイサービス
要介護等の高齢者に対して、ウィズゆくはしデイサービスセンターでの入浴、食事、健康チェックとあわせて、日常動作訓練やレクリエーション等の介護サービスの提供を行った。このことにより、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることができた。
- (8) 活動支援型デイサービス事業
要支援予備軍を対象に生活機能の向上を図った。
- (9) 第1号通所事業
要介護認定で要支援1・要支援2に判定された方に、介護予防サービスの提供をした。
- (10) 通所介護事業
要介護者を対象に介護サービスの提供をした。

5. 中京高齢者相談支援センター

行橋市からの受託事業である中京高齢者相談支援センターを運営し、今川・稗田校区の高齢者及び家族の総合相談窓口として、行橋市独自の介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険、福祉、医療、権利擁護、虐待防止など保健医療の向上等、福祉増進に努めた。

新型コロナウイルスの影響で、高齢者相談支援センターの大規模での運営推進会議の開催はできなかったものの、各校区の民生委員定例会にて活動報告を行った。

9月にリブリオ行橋にて、認知症地域支援推進員主催の認知症啓発イベントを実施し、認知症の理解の普及に努めた。

6. 施設経営 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるため、通常の事業所に雇用されることが困難な方に対して就労機会を提供するとともに、生産活動や活動機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練を行った。

7. 相談支援センター『ふれあい』

障がい者総合支援法に基づく、指定特定・指定障害児相談事業所として、障がい児（者）等の希望に基づき抱える課題の解決や適切なサービス利用にむけて計画の作成や、計画の見直し等相談支援に努めた。